研究所だより

99 第**3**0号

社会福祉法人日本保育協会 保育科学研究所

はじめに (研究所事務局から)

日本保育協会保育科学研究所第9回学術集会は「保育所・認定こども園に おける多様な保育・教育ニーズに対応するための保育者の専門性の向上」を テーマに令和元年9月13日(金)・14日(土)の日程で全国町村議員会館(東京 都千代田区麹町)を会場に開催され、100人を超える参加があった。

今号では、講演とシンポジウムについてその概要を報告する。

なお、この度の学術集会は、平成30年度研究の発表を軸に行われたが、総合テーマに基づく研究論文はすでに研究紀要「保育科学研究第9巻」として発行され、当協会のホームページに掲載されているのでご覧いただきたい。

※本年度実施予定だった第10回学術集会は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、 令和3年度へ延期いたします。詳細が決まりましたら当協会ホームページ等でご案 内いたします。

特集:保育科学研究所第9回学術集会 概要報告

※令和元年9月13日・14日に開催された第9回保育科学研究所学術集会での講演の概要を紹介します

(シンポジウムの基調講演)

「認定こども園の現状と課題」

坂﨑 隆浩 (社会福祉法人) 清隆厚生会理事長

坂崎です。この学術集会は、保育科学研究 所が実施していますが、きちんとした研究を 行い、発表する会というのはなかなかありま せん。本日この会で講演できることは、貴重 な機会だと思います。午後にシンポジウムが ありますが、まずは、私からお話しします。

私は、平成24年から、つまり平成27年の「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」という)開始前から、認定こども園を経営していました。認定こども園を立ち上げることは、平成20年から計画していましたが、その前の平成18年10月から、認定こども園の仕組みを、今の仕組みに変更していくにはどうしたら良いかと考えていました。

私は平成28年まで、内閣府の子ども・子育て会議の委員でしたので、制度の仕組みや、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』(以下、「教育・保育要領」という)のあり方等について、提言してきました。今の認定こども園の仕組みが、決して『全部良い』とはとても言い切れませんが、私は、将来に向けて認定こども園が果たすべき役割について長

年勉強してきました。

受講者の皆さんの中で現在、ご自身の園は「認定こども園です」という方、挙手をお願いします。7(こども園):3(保育所)ぐらいの割合でしょうか。この割合を考えながら進めていきたいと思います。

平成27年から現在の新制度になりました。 認定こども園は、平成19年の4月に94カ所、 100カ所未満から始まりました。平成27年、 新制度後は2836カ所。平成27年4月の新制 度になる前までは2000カ所もありませんで した。

平成25、6年の新制度開始前に、私はたくさんのメディアから取材を受けました。その中で読売新聞に「新制度が開始した5年後の認定こども園の数はどうなっていると思いますか?」という質問を受けました。5年後とは、ちょうど2020年の春になります。私は「最低7000~8000カ所ぐらいになるだろう」と述べています。それに対して、当時、多くの方からご叱責をいただきました。「何を考えているんだ」と。

私は、当園の立地状況から過疎地と言われる多くの市町村における乳幼児期の施設のあり方がわかっていたので、そう答えたのです。では、幼稚園を考えましょう。幼稚園の数は、昭和60年頃が最多で、1万5000カ所位ありました。昭和55年には255万人の子どもが入園していました。一方、今年の頭には1万



坂﨑隆浩氏

カ所。平成の時代に、3分の1の園が無くなりました。また、50人以下の園や、実際には定員がゼロのままの、開園していても子どもがいないという園もたくさんあります。

そうした現状がある中で、幼稚園が公定価格に入ってくるとか、あるいは認定こども園を使って経営していくという状況と、保育所を学校教育に位置付けようという選択肢が現れたということに関して、学校法人、社会福祉法人の関係者、自治体の方々がどのような選択をすべきかといろいろと考えているのだと、私は思っています。

内閣府にお聞きしたら、現在の認定こども 園は7000カ所以上、7200~7300だと言われ ています。一部の県においては、1園もない という所もありますが、全国で平均してみる と、1県に150カ所以上が設置されているこ とになります。

まず、認定こども園とはどういうものなのかを考えていきたいと思います。

幼稚園側から見れば、児童福祉施設を取り 入れていく。保育所から見れば、満3歳以上 の学校教育を取り入れていく。さらに子育て 支援を仕事として行うことになります。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という。)の「幼保連携型認定こども園の目的」に「(前略)満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこと(後略)」と書かれています。施設としては非常に総合的な園を指していると私は思います。

この目的に対して「教育」は、「教育基本法 (中略)に規定する法律に定める学校(中略) において行われる教育をいう」と書かれてい て、「保育」は「児童福祉法(中略)に規定す る保育をいう」とあります。

認定こども園法を見ると、今までの保育所と幼稚園とは違う施設を定義付けた上で、その目的を達成するために、今まであった幼稚園の良いところの「学校としての教育」と、保育所の良いところの「児童福祉施設としての保育の仕組み」と、そして、必須として「子育て支援」を位置付けたのです。

私は、いずれ幼保連携型というものが消え、 認定というものが消え、こども園というもの が独立してできる時代が来ると思っています。

では認定こども園は、保育所とは何が違う のでしょうか。

保育所から認定こども園になった園は、5 領域と養護が身についています。『認定こど も園法』の「目標(第9条)」には、1から5 項までが5領域のことを、6項に養護につい て書かれていることがわかります。

『学習指導要領』に「資質·能力の三つの柱」 がありますが、その3番目に人間性がありま す。もともと文部科学省がこの『学習指導要領』で教育的なことを先に書き、養護的なことを後に書くという仕組みをとられているので、『教育・保育要領』も同じく整理されています。

認定こども園が行わなければならないことの一つに、『認定こども園法』10条の2で「小学校における教育との円滑な接続」があります。『保育所保育指針』(以下「保育指針」という。)では、小学校との「連携」という言葉になります。保育所は「連携」に対して、認定こども園と幼稚園は学校との「接続」になる。保育所も通常は「就学」と使っていると思いますが、認定こども園になった場合は、「進学」という考え方になっていきます。これらのことも、保育所と認定こども園の大きな違いの一つです。

保育所にはなかった、満3歳以上の教育課程をどのようにしていくかというのが、認定 こども園になると大きな問題になります。

平成30年度の『教育・保育要領』と『保育指針』の改訂ですが、今回初めて整合性を取ったものになりました。平成27年に『教育・保育要領』を作るときに画期的なことがあり、それまで『幼稚園教育要領』(以下「幼稚園要領」という。)に準じた『保育指針』でした。準じたというのは、同じ方向性を持ってというものです。平成20年の改訂まで、『幼稚園要領』改訂の1年後に『保育指針』が改訂されていたことを皆さんご存知かと思います。実は認定こども園と保育所、0歳から基本的に5歳、先ほどの小学校の「接続」、「連携」ということの言葉の違いがあっても、相当、似通っています。

『保育指針』の「第3章の健康および安全性」

ですが、もともと保育所は学校保健法に準ずるという基本的な考え方がありますので、この第3章に関しては、『保育指針』と『教育・保育要領』は完全に整合性が取られています。

一方、内閣府の説明では、『教育・保育要領』 の第4章で言う「子育て支援」と、保育所が 行っている「子育て支援」は違うと言われて います。ですから、「認定こども園の子育て支 援」をどのように考えるのかというのは、こ れからの大きな課題になっていくと思います。

制度面です。幼児教育・保育の無償化があり、新制度から5年目の今、課題の検討をすべき時ですが、なかなか進んでいません。他の施設の関係も含めて大きな問題がたくさんあります。

私は、4類型の認定こども園の公定価格はおかしいと考えていました。保育所型の3歳以上の学校教育に位置付いていない所の公定価格や幼稚園型の児童福祉に位置付いていないところの0、1、2歳児の単価というのは、なんだろうと。位置付いてなくてもお金は出すのかと、非常に不可思議な気持ちでいました。

実際は、今回は無償化で、代理受領という 考え方の下で、認可外施設にもお金が出るこ とを考えると、ある意味では、保育所型、幼 稚園型のそういう部分は解消されたのかもし れませんが、本来であれば、きちんと認可に 位置付けられている所の公定価格を入れてい くべきではないかと思っています。

個人的な考え方ですが、今年、1万の幼稚園と約7200カ所の認定こども園。今はまだ認定こども園が社会に認知されていると思いませんが、この数が同列、もしくはひっくり返っていくような時代になると、今まで保育所

と幼稚園しかなかった世界から相当変化していくのではないだろうか。認定こども園がもう少し制度的にも、中身的にも作られていけば、まず、子育ての施設は認定こども園で、さらに専門的な施設として幼稚園、あるいは保育所、というように考える時代が来る可能性もあると思うのです。

今、教育時間、教育標準時間、保育短時間、保育標準時間というものがあります。各地区から、これらの時間の整合性や公定価格との問題というのが色々と出ています。実際に土曜日の問題があるわけですが、週66時間開所している保育所の中で、週40時間職員が働いていることを考えたとき、それは非常に不整合です。もしかすると、保育士が集まらない理由は、そこにあるのではないだろうかと思います。

幼保連携型を作ったということは、平成27年には幼稚園と保育所の良いところを足したのでしょうが、そうではなく教育時間というのはどうか。保育所と幼稚園の満3歳の問題は、1号の満3歳は無償で、3号の2歳は保育料がかかるということは、どういうことなのか。それを教育だけで割り切って良いのか。もし、教育だけで割り切るのなら、2歳児の保育料は4時間分は無償にすべきではないのか。そういうことも含めて、きちんともう一回、白紙で考えるときに来ています。

当法人の認定こども園3カ所のうち、2カ所は村にあります。人口は6500人と2000人です。今、介護分野では、国が地域包括ケアシステムを考えると言っています。保育の分野ではお金の包括は反対ですが、地域の中で子育ての施設がどうあるべきかをこれから十分に考えるべきなのではないでしょうか。保

育所と幼稚園とが2施設あれば、全部できるかもしれませんが、もしも1施設であればどうだろうか。公的な施設として存続させていくことを考えていくべきではないでしょうか。次に『教育・保育要領』についてです。『教育・保育要領』ができて一番良かったのは、

育・保育要領』ができて一番良かったのは、 認定こども園の要領において、『幼稚園要領』 と『保育指針』との整合性が取れたことです。 3つの施設が同じ方向性で、同じ内容で教 育・保育をするというところに着眼点があっ たのです。

認定こども園は、幼稚園同様、学校評価を 行うことができる施設になっています。保育 所はそこがありません。もし保育所がやると すれば、社会福祉法人の保育所が運営協議会 を持ち、在園地域の多くの方に委員になって もらい、さらに評価をしていただくことでしょうか。

私は、この数年間、日本は保育に関してたくさんのお金を投入していて、諸外国と比べても良くやっているほうだと思います。しかし、保育環境が良くなっているのかと言うと、決してそうではない。子どもたちから見た環境をどう考えていくのか。親の就労に関わらず子どもが入園する施設である認定こども園の運営者が、もう少し良く考えて、提言していく必要があります。

これだけ『教育・保育要領』を持ち上げたわけですが、私は『幼稚園要領』も『保育指針』も、『教育・保育要領』もやめて、一本化してほしいと思っています。まず、日本の子どもたちをどう育てるのかという大きな要領なり指針を作り、さらに各施設におけるきちんとした解説書を作る。これを国にはぜひとも考えていただきたい。

カリキュラムを作る中で、自園の保育を見直す。教育的な効果を探る。これは皆さんの園が認定こども園になったら、きちんと行うべきだと思います。私は幼稚園から学ぶべきところはたくさん学びました。その逆で幼稚園の方にも保育所からたくさん学んでいただきたいと思っています。

保育教諭の話です。一番わからないのがこれです。幼稚園教諭の免許と保育士の資格を持った方を保育教諭と呼ぶ。呼ぶだけですね。これをさらに増やすと言っています。

保育教諭を増やすため、経過措置や特例措置があることが理解はしていますが、本来は保育教諭の資格を取得すれば、幼稚園や保育所でも勤務できるとなるべきだと思います。保育士が足りない中で、短大卒を中心としなければならないという事情はよく分かりますが、社会的に保育士、幼稚園教諭の格付けを上げていくとすれば、短大卒ではなく、四大卒にするとか、一種や二種という考え方をしていかなければならないと思います。

保育教諭とは今は、「二つの資格を持っている人」でしかありません。保育教諭とは何かを議論し、非常にあいまいな位置付けを、整理していかなければなりません。

認定こども園になり、副園長や教頭や主幹の役職ができたのは、非常に良いことと思います。本来は園を少しずつ細分化して、様々な人たちに仕事していただくというのが正しいと思います。

次に子育て支援です。カリキュラムのことができていればということが前提条件ですが、 認定こども園の一番大きな課題は、「子育て 支援」ではないかなと思います。認定こども 園制度の立案者が「認定こども園ができれば、 子育で支援センターに近いものが日本中にできるのだから、地域のことをたくさん考え、救ってくれる施設ができるはずだと考えた」というお話を何度もされていました。現在、認定こども園が約7200カ所あるとすれば、相当ネットワークを張って、地域の子育ての支援をやっているはずということになります。

しかし、はっきり言いますと、社会福祉法人の保育所は、保育所を運営していることだけで精いっぱいです。地域を巻き込んで、何かをするなどということは、相当の余力がなければできません。認定こども園の「子育て支援」は、主幹の配置が1.5なので、その分様々な地域貢献活動をしてほしいという制度なのです。

お帰りになったら『保育指針』と『教育・保育要領』の第4章を見比べてください。途中から違う文章が追加されます。「地域社会における家庭や住民の子育でを(中略)子育で経験の継承につながる…」と『教育・保育要領』にありますが、『保育指針』にはありません。つまり国は、認定こども園に、「地域の文化や伝統などの子育でを保護者に継承していく」ことを望んでいます。ですから、『教育・保育要領』の「第4章子育での支援」をよくお読みいただき、"ここに記載されていることは、自分たちの園は必ずやる"くらいの気持ちがないといけません。

認定こども園を作り、職員も園児も増え、 園長1人が地域に乗り込んでいくのは大変な ことです。しかし、地域の子育て支援のため に認定こども園を設置してほしいと望まれて いる場合もありますので、1人(施設)の力 で難しいのであれば、認定こども園同士でネ ットワークをつくるという方法もあります。 本来、保育所で培ってきた「保護者と一緒になって子育てをする」ことを、私たちはずっとやってきたわけです。認定こども園になったらそのノウハウを使いながら、地域に還元していけば良いのです。今は、認定こども園の子育て支援は地域貢献するために行うだけではなく、何のために行うべきかをもう一度考えるべきところに来ています。

間もなく新制度開始から5年を迎えます。 もし、認定こども園の子育で支援に対して国 民の皆さんが「これだけしかできてないのか」 と感じると、今度は「無償化で税金を入れる 意味はあるのか」という考えに至らないかと、 私は心配をしています。

東日本大震災の時、当園は地震発生後5日目に電気がつきました。その日から当園は11時間、開所しました。再開当初の食事はお弁当でした。当園の周りは全部りんご農園です。本当にありがたかったのは、普段はだめなことなのでしょうが、保護者の皆さんや近隣の方が再開後少し経ったら、思いもよらないほどの食材をかき集めてきてくださったのです。私は、当園は地域の子育て支援を中心となってやってきたと自負していたのですが、実際は、地域の多くの方に救われて、私たち職員は子どもたちを見ているだけでした。

認定こども園は、今、約7200カ所。認定こども園が行う子育て支援によって、もしかすると、救われることとか発信することとか、できることがたくさんあるのではないかと思います。今までの保育所、幼稚園の時代を超えて認定こども園ができたのだから、認定こども園がやれる子育て支援は何かを、今、考えるべきだと思います。

当園は村にありますので、狭い地域だから

ですが、春に全体的な計画や教育課程を立てたらそれを村のありとあらゆる所に配布しています。商工会議所や漁協や森林組合まで。6500人の村ですが、例えば夏祭りに「これをお願いしたい。」と思ったら計画を配布しているため、皆わかっていてお手伝いをしてくださいます。当園の夏祭りには2500人集まります。子育て支援センターは1年間300日開所していますが、昨年の来訪数は、大人と子ども合わせて約4000人です。当園は地域の皆様に全てに開放しています。そして地域の方に、当園はどんな教育・保育そして子育て支援をしているのかを知っていただいています。

園長自身がコーディネートしていくのです。 自分たちの足を使って、地域の方にきちんと 説明するのです。

確かに当園も、保育教諭が不足して、これ 以上園児を入れられませんと頭下げるときも 何回もあります。しかし、自分の園を社会に 還元し、社会の1施設として使っていただく。 これが認定こども園と今までの保育所、幼稚 園と異なるところではないかと思います。

幼稚園の教育課程を作っていく必要性は、 しっかり勉強したほうが良いと思います。保 育教諭の役割はすごく広いので、整理された 教育課程と全体的な計画を作る必要がありま す。

私は、今後の望ましい姿をつくっていく必要があるだろうと思っています。なかなか見取り図がありません。見取り図を作るときに、大きな問題がたくさんあります。処遇改善は決してうまくいっていませんが、国はお金をつけてくれています。幼児教育・保育の無償化は保護者に対する支援ですが、保育料は年間平均約67万円。ですから、3歳から3年間

で1人当たり約200万円、国がお金を出すことになります。認定こども園は、たくさんの子どもたちを入れることができる。さらに子育て支援を行うことができると考えれば、期待が大きいのは、当然だと思います。認定こども園が、乳幼児期の保育デザインを、もう一度考え直す必要が来るのではないかと思います。

保育所の時代、保育所を良くしていこうと 一生懸命やってきました。平成5年3月に、 いわゆる標準世帯数よりも共働きの世帯の数 が逆転したのです。必然的に、保育所の時代 というのが来るのだと思いました。

今回の幼児教育・保育の無償化の本当の狙いは働き手を増やすことなのですが、無償化の良し悪しは別にして、1、2歳児ですが、今、この46%ぐらいが保育施設に通っています。もう少しで5割を超えると思います。保育を受けている子どもの方が中心になる。その数は減ることはないと思います。令和の時代は1、2歳児の半数以上は施設に初めから入っている。そうすると、保育所や認定こども園が持っているものを、地域の社会に子育ての支援として還元をしていくというのは、必須どころか当たり前。今までとは全く違う時代を、私たちは迎えています。

2100年の日本の人口は約6000万人です。 終戦時の人口は約7000万人。今の人口は1億 2600万人。今の子どもたちが生きていく2100 年の時代に6000万人、今の約半分の人口になります。そうなるのであれば、子どもたちに良い環境で、ぜひとも保育や教育を受けてほしい。さらに、施設に入っていない子とその親、さらに地域の方のために、認定こども園 が果たすべき役割を、今から少しずつ発信してほしい。それが、私たちが次の時代を迎える前に行うべき基本的なことなのではないかと思います。

今回『保育指針』等が改訂されましたが、 その中で文部科学省がとても良いことを一つ 書いています。皆さんご存知ですか、『幼稚園 要領』は、10年後を想定して作るのです。文 科省的に言うと、10年は想定されていて、見 えていて書いているのです。でも、今回、『幼 稚園要領』の解説に書いてあるのです。分か らないのですって(「変化が急速で予測が困 難な時代にあって…」)。今回、白旗を上げた 文部科学省を、私は立派だなと思っています。 分からないからこそ、幼児期の教育で子ども たちの自立を促し、他人と一緒になって活動 することを望み、その中から深い学びを行う ことが将来につながっていくのだと思います。 認定こども園として、それをどう行っていく のかを考えることが大事なのです。

最後になりますが、当園は、公立の保母だった母が保育所を開設し、それから長いこと行ってきた保育を、平成24年に見つめ直しました。今回の『保育指針』等の改訂でさらに見つめ直しました。それは、子どもたちにとって良い環境とは何か。認定こども園を選んだ自分たちは、良い環境を作るにはどうしていくのか、保育所とはまた違う方策があるはずだ。そのことをよく考え、いい意味ではハイブリッド化しながら、計画を作りながら、次の時代と共に今の子どもたちを育てていきたいと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

(要約・文責/事務局)

シンポジウム

『認定こども園の現状と課題』

<コーディネーター> 西村 重稀(仁愛大学名誉教授)

<パネリスト>

海和 伸吉 (キンダー南館こども園園長・山形市)

高木 麻里(長岡こども園園長・横須賀市) 髙月 美穂(藤原こども園主幹保育教諭・

大分県日出町)

鈴木 泉美(みどりこども園主任・福井市)

西村:これから、『認定こども園の現状と課題』 というテーマで、シンポジウムを行います。

パネリストの先生は、保育所や幼稚園から 認定こども園に代わった園の園長と主任です。 4人の先生から認定こども園に移行したとき に様々な課題等があったと思いますのでどの ように解決されたか、もし課題が残っている のであれば今後どうするか等を含めて、経験 を基にお話をしていただきます。私からまず 導入で、認定こども園の成り立ち、私が行っ た過去の調査、これらを基にお話しいたします。



西村重稀氏

「就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律」は、平成 18年6月15日に最初に公布され、同年10月 1日に施行されました。従来の幼稚園と保育 所はその目的および役割を異にしており、そ れぞれ社会的ニーズに応えてきました。しか し、近年の社会構造等の著しい変化を背景と して、就学前の子どもの教育・保育に関する ニーズは次のように変化しています。変化の 理由として、一つは保護者の就労のあり・な しで利用施設が異なるため、就労中断あるい は再開した場合、同一の施設を継続して利用 することができない、すなわち、保育を必要 とするか・しないかで変わってくる。二つ目 は、少子化が進行する中、特に田舎のほうで は、幼稚園、保育所では、子どもの集団が小 規模化し、子どもの成長に大切な集団活動や 異年齢児交流が困難になってきている。三つ 目は、少子化の影響で入所する児童が減少す るとともに、運営面から見ても効率的でない。 四つ目は、都市部を中心に保育所待機児童が 多くいる中で、幼稚園の利用児童は減少して おり、既存施設の有効活用による待機児童の 解消になる。五つ目は、核家族の進行や地域 の子育て力の低下を背景に、家庭で () 歳児か ら2歳の子どもを育てる者への支援が大きく 不足している、この五つの理由で法律は作ら れたわけです。

今は、就学前の保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも保育を必要とするのですが、認定こども園が出来た当初は、保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて、教育・保育を一体的に提供する機能を持たせる。さらに、地域における子育で支援を行う機能

を備え付けていくということで、四つの認定 こども園が作られました。地域の実情に応じ て選択が可能となるように、幼保連携型、幼 稚園型、保育所型、地方裁量型が創設された わけです。なお、このときの幼保連携は今の 制度とは異なり幼稚園と保育所のそれぞれの 建物、付帯設備が設置され、両施設を連携し て一体的な運用を行うことになっていました。 認可は国の指示に基づき都道府県が条例を設 置し、条例に基づいて認可することになりま した。

職員については、設置当時は、原則は両方の資格を持っていることとなっていましたが、どちらかの資格を持っていれば職員として採用できるようになっていました。つまり、幼稚園教諭免許しか持っていない職員には、3歳以上児を担当し、保育士資格しか持ってない職員には3歳未満児を担当すればよいということでした。

職員の配置は、幼稚園・保育所の配置基準 を満たすことになっていました。入園につい ては、幼稚園と同じように、施設との直接契 約、料金も基本的には施設で決定するという 形になっていました。

そして平成18(2006)年10月から施行され、 翌年の平成19(2007)年4月1日現在で認定 された認定こども園は94カ所でした。さらに 翌年の平成20(2008)年4月1日で229カ所、 平成21(2009)年4月1日は358カ所というこ とで、認定こども園は国が期待するほど増加 しなかったのが当初の状況です。

その中で、私と2人の教員の3人で平成19 (2007)年4月現在で認可された94カ所のす べての認定こども園にアンケート調査をお願いしました。また、この認定こども園のうち、幼保連携型、幼稚園型、保育所型の認定こども園それぞれ1カ所ずつに実地調査をし、同じ認定こども園に3年間継続して行いました。アンケート調査に回答いただいたのは94カ所のうち63カ所、67パーセントですが、このアンケート調査と訪問調査をまとめて保育学会等に発表したわけですが、保育所と幼稚園では、開所日、開所時間、職員の免許資格、教育・保育の方法など違いがあり、認定こども園に変更したらどのような課題が出てくるのかという調査をしました。

まず、子どもの保育・教育の課題では、現在のように、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領が作成されてないために、幼稚園が認定こども園になった場合には、幼稚園教育要領を活用していますし、保育所が認定こども園になった場合には、保育所保育指針を活用しており、幼稚園教育要領と保育所保育指針の違いが、考え方とか方法に違いとなって出ているようでした。

二つ目は、教育・保育の時間の違いによって活動の経験の差が出ないように工夫している。例えば、運動会の練習に午前中のみの児童と午後までの運動会の練習をする児童では、練習効果に差が出てきてしまうと。だから練習時間をできるだけ同じようにするなど、そういう工夫が必要だということ。3歳児の幼稚部の児童は教育時間を延長し、保育部と同じように昼食を取り、午後3時まで在園する、そういうことを工夫して教育・保育時間の統一化を図っている、流れがありました。

三つ目は、保育部の年少児など午睡するために午睡室とか午睡時間、これの確保が非常に難しいことがわかりました。しかし、3年目になると、保育部の4、5歳児は原則午睡を取らなくなり、教育活動を行っている。

次に、職員の課題ですが、幼稚園教育要領と保育所保育指針の違いがあり、それが職員の教育観や保育観、教育・保育の仕方に違いが出てくる。具体的には、幼稚部では、午前中は教育課程を行い、午後は教育活動と区分しているわけです。保育部は午前午後を通して保育を行い、教育を実施している。

勤務時間などでは幼稚部は担任が子どもたちの登園から降園までずっと一貫して対応しているわけです。保育部のほうは、職員が早出とか遅出、日勤とローテーションを組んで教育・保育を行っている。

幼稚部の教員は午前中だけ教育を行い、午 後は教材研究とか会議の時間に充てているが、 保育部は午前も午後も児童がおり、教材研究 とか会議をする時間がない。

会議、研修などでは、幼保連携型では、全職員での会議の持ち方が非常に難しい。また、 持てたとしても時間外になることが多くて十分な話し合いができない問題がありました。

保護者の課題は、まず、幼稚部と保育部の 保護者の子育て観や保護者の生き方、人生観 が違うと感じており、子どもの教育的なこと を中心に考える幼稚部保護者と、どちらかと いうと親の(就業の)都合を中心に考える保 育部の保護者との違いがある。二つ目は、保 護者の行事の参加の仕方ですが、幼稚部の保 護者は行事や保育参加の参加率が非常に高く 父親の参加率も高い。しかし、保育部の保護者は参加率が低く、参加時間も短い。三つ目は、保育部は午後6時近くまで在園していて、保育部の場合には税金の投入が非常に多く利用料が安い、こういうことを納得できない保護者、これは幼稚部の保護者にも、おられる。これらの主な課題は、多くの場合、3年たちますと少し理解してもらって、幾つかの課題が解消する、そういうような研究の結果が出ていました。

そして、平成24(2012)年8月に、子ども・子育で支援法が新しい法律として成立しました。同時に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」について、法施行後6年間の課題について色々と検討されて、今回、新しい幼保連携型認定こども園中心に法律が改正されました。例えば、職員については保育教諭と呼び、幼稚園教育免許と保育士資格を持たなければならないとか、幼保連携型認定こども園教育・保育を分か、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が作成され告示されました。保育料は児童の教育・保育を受ける時間、3歳以上とか未満児を踏まえて1号認定、2号認定、3号認定に区別される等、様々な点が改正されました。

そして平成27(2015)年に施行されたわけですが、この年の認定こども園の数を見ますと、2836カ所、平成28(2016)年には4000カ所という具合に増えています。平成29(2017)年4月1日現在、保育所は2万3410カ所ありましたが、幼稚園は1万878カ所、認定こども園は5081カ所になりました。ここ数年の施設

数の推移を見ますと、幼稚園は減少していますが、待機児童の関係で保育所はやや増加しています。認定こども園の数は保育所の増加よりさらに増えているというような現象になりました。

昨年の平成30(2018)年4月1日の認定こども園の認可数を見ますと、さらに増加して6160カ所になりました。もう少し認定こども園は増えるのではないかと思いましたが、思ったよりも増加していませんでした。保育所の園長先生に個人的に「なぜ認定こども園にならないのですか」と聞きますと、認定こども園に移行するためには、都道府県等に提出する書類の作成が非常に複雑で多いので困っている、1号認定の児童の確保、職員の確保が非常に困難である、1号認定の子どもが何人入園してくるか心配等、色々な課題があるからだそうです。そういうことを含めて、これから4人の先生に話してもらうわけです。

では、海和先生からお願いします。

海和:海和伸吉と申します。

私のこども園は山形市にあります。こども 園がある地域がどういう状況なのかが必要だ と思いますので、山形市の今の状況等も踏ま えた上でお話を進めさせていただきます。

山形市南館という所にあり、同じ山形市内でもう1園姉妹園があり、キンダーこども園といいます。今は2園体制ですが、もともとは昭和49年にキンダーこども園(当時キンダー保育園)からスタートしまして、その6年後の昭和55年に今の南館こども園の前身でありますキンダー南館保育園という形でスタートを切りました。法人全体としては45年ほ

どの法人になります。長年保育園でしたけど も、昨年平成30年に幼保連携型認定こども園 へ、2園同時に移行しました。



海和伸吉氏

山形市は今、人口が約25万人の都市になります。その中にあって、幼稚園、保育園、こども園の割合としては保育園の数が一番多く、公立、私立合わせまして44園です。そのうち公立が10園あり、幼稚園は26園あります。26園のうち私学助成で幼稚園として残っているのが8園、2園が給付型の幼稚園に移っていて、幼稚園として存立しているのが10園です。残りがこども園に移行しており、今はこども園全体としては、幼保連携型が15園で、幼稚園型が7園です。そのうち、保育園からこども園に移行した所は全て幼保連携型になります。

その中で、山形市の中では、当園が2番目にこども園になりましたが、最終的には今年で5園になりました。ただ、認定こども園への移行のスピードですが、全国的に見られるような勢いではないと思います。

まず、もともと当園がこども園に移行した いと考えた理由は何かですが、正直、山形市 で、保育園だけの法人として十分やっていけ る状況にありました。では、なぜこども園を 選んだかというのは、保育園時代から、私は 働いていないが子どもを預けたいというお問 い合わせがあったからです。当園は支援セン ターを持っていますので、支援センターのみ 利用されている保護者からそういう相談を受 けてきた経緯があります。また、当園の実践 を多くの人に利用していただきたいという思 いもあり、思い切って保育園からこども園に 移行することを考えました。

こども園になったから何かが変わるのかと 疑問もありますが、こども園になろうと思っ て取り組んでいることをきっかけに、これも 考えたい、変えていきたいという思いがどん どん出てきました。それをきっかけにして動 きだしたというところがあると思っており、 その部分をお話しいたします。

まず一つ目は、時間軸の整理による計画性と集中力の向上ということです。こども園になって一番大きかったのは、1号認定のお子さんが入園してきたことです。職員の間でも、そこが大きいと話しています。1号認定の特性としては、保育時間、教育時間が短く、降園時間も早いので、同じクラスであっても大半の子は最後までいますが、1号認定のお子さんは途中で帰っていくという、変則的な1日の流れが出てきます。

当園は2園とも保育園時代から定員120名の園でした。2号認定、3号認定合わせて120名ですが、それに15名の1号認定の枠を加えて、今、定員としては135名になります。1号認定の子は人数的には少数ですが、入ったことによって大きな変化がありました。1

号認定の子どもの対応をどう考えるかという ことで、再度デイリープログラムを考え直す というきっかけにもなりました。職員も特に 今まで2号認定、3号認定のお子さんは1日 いる、夕方までいるという前提で考えてきた 部分が多いと思います。1号だから途中で帰 るからいるところまでの内容で良いというこ とでは当然ないと思うので、もちろん、教育 時間という前提はあるものの、1号認定のお 子さんでも、2号認定のお子さんでも、同じ 内容を享受してほしいという思いがあります。 いかに差をなくして平等を保っていくかとい う再構築を図る必要があり、時間の整理をし ました。これまでも時間の意識なく1日の保 育をしていたというわけではありませんが、 より一層時間軸を整理して、限られた時間の 中で効率よく、主眼となる部分を凝縮して取 り組んでいけるか模索していきました。そう いう意味で、中身の精選につながってきたな と思います。それを考える過程の中で、何が 核になる部分か、何を中心に実践するのかと いうのを再度見つめ直すというか、大事な点 を絞り出して整理するということにつながっ たのかなと考えています。自分の実践を見つ め直すことになりますし、園全体として核に なる部分の整理ができて、それを実践すると いう形が出来上がったというところが良い点 だと考えています。

ただ、その一方で、時間というのは限りがありますので、時間内に集約しなくてはならないという思いから、どうしてもそこに囚われ過ぎているということも出てきてしまいます。当然職員でも余裕がないときがあると、

実際、元の展開する教育の実践にも影響が出てきて、余裕がない中で子どもと向き合わななければならないことにつながります。その辺どうバランスを取り、職員が余裕を持てる時間設定にすることができるのかは、今後も考えていく必要があると思います。

それから2番目として、当園で月案の検討 会を開催し、それを通して教育・保育の実践 を向上させていこうということになりました。 当然、今までも月案はそれぞれのクラスで作 成しており、作成後はそのままではなく、今 は教頭が、保育園時代も主任保育士が最終確 認をするようにしていました。今後は教頭だ けではなく、園全体でそれぞれのクラスの内 容をお互い確認しながら、より良い形のもの を作成していきたいということになりました。 月案と言っても、作成する担任によってばら つきがあり、若手の職員になると、どうして も力量不足という部分があるのか、バランス を欠いたような月案を作成してしまうことも 正直あって、従前からもそこは教頭なり、主 任の確認の上で修正してきました。今はそれ を教頭だけが行うのではなく、職員皆で意見 を出し合いながら修正していくようになりま した。例えばねらいと活動内容がずれていて、 季節に合わない内容の月案が提出されてきま すと、それを皆で議論し、ベテラン、中堅は 色々なアドバイスをしながら、若手がそれを 改良していきます。現在の月案は内容がよく 整理されたものになり、若手職員が修正すべ き所を感覚的に身に付ける機会にもなりまし た。また、後輩に助言することによって、ベ テラン、中堅職員も再度月案のあり方を見直

す機会にもなりました。

毎月の検討会は、昼食の時間や、午睡の時間に行っています。ただ、同時に全職員が出席できませんので、各クラスから代表者を出して行っています。同じ職員が毎月出席するのではなく、クラスの中でローテーションするようにしています。検討会で出た様々な意見や内容は、必ず出なかった職員にも伝えるようしています。そこで話し合われた内容がどれだけ職員に伝わっているのかが少し心配なところで、その場にいないと伝わらない雰囲気や内容も当然あります。なるべくその時の熱量を全員に浸透させていきたいと思っており、今後どのように進めていくべきかが課題です。

3番目として、資質向上になりますが、幼 保連携型認定こども園ということで職員は教 育公務員に準用した扱いになり、法定の研修 を受ける必要があります。それまで、年間を 通した研修計画をきちんと立てていなかった ので、改めてこの機会を利用して、研修の計 画を立て、年間を通して考えるようにしてい ます。

新規採用者研修の対象者は、今まで受講していない人全でで、1年目の職員だけでなく、7~8年の職員でも対象になります。昨年は、山形市でもかなりの人数が受講したと聞いています。全職員が受講修了するには3~4年はかかります。当園は開園2年目ですが、現在職員が3名ずつぐらい受講していて、恐らく来年ぐらいまで続きます。約3年かけてようやく一回りです。中堅職員はこの研修はある程度免除されますが、10年以下位の職員に

ついては皆受講しなければなりませんから、 職員のほとんどが研修計画を立案する際の対象となります。園全体で研修を考えるいい機会になったと思います。対象でない職員にとっても、良い影響が出ていて、対象じゃないけども研修の計画はしっかりと作ろうということになりました。資質を向上させるという意識が芽生え、良い作用を生んだと思っています。

10年以上の職員についてはさらに中堅教 諭等の資質向上研修があります。年数イコー ル実力かどうかというのは別ですが、ある程 度ステップアップする目安が決められていて、 それに従って研修を積んでいきます。より良 い形で研修体系が組まれていると思います。 行政が組んだ研修ではありますが、うまくそ れを利用したいと思います。今、キャリアパ スの段階をどのように区切るかについて考え ています。初任者を対象にしたほうが良いの か、初任者から3年目とか、3年目から10年 とか、どういう区切りでやっていったら良い のかです。こども園になった特性としては、 職種が増えたこともあります。今まで本当に 単純な役職だけでしたが、教頭とか主幹とか、 職種が増えたことによって職種に対応したキ ャリアパスの構築を図っていかなければなら ないと考えたところです。

髙木:髙木麻里と申します。

当園がある横須賀市は、現在、保育園・幼稚園が全部で80園あります。中核市で人口39万5903人、ここ数年で人口が毎年1万人近く減少しているという現状も踏まえながら、お話しいたします。21園ある認定こども園の

うち、新制度に変わってから移行した園しかないのが横須賀市の実態です。その推移にしても、最初は3園から4園でしたが、今年度数が増えて6園。現在保育園からの移行を合わせて21園になり、来年度よりも再来年度に移行する園が多いと思います。認定こども園の形が幼稚園型9園、そして幼保連携型が12園です。その移行の内訳ですが、幼稚園から幼稚園型が9園、幼稚園から幼保連携型が5園、保育所から幼保連携型が7園です。



髙木 麻里

当法人はもともと幼稚園と保育園を経営しておりました。当園はこの2園を1つにした幼保連携型認定こども園になります。当園の前身である幼稚園は昭和52年に同法人の保育園だけでは子どもが収まらないということと、今後横須賀市では就労していないご家庭が多くなり、幼稚園のニーズが高まると考え設立したといういきさつがあります。当園がまず認定こども園へ移行したいと思った平成29年度に、市と協議したことがありました。そこで設立に対して大きな問題があると感じたのは、幼稚園の職員のシフト制です。保育園の職員にとって、シフト業務というのは抵

抗がないことだと思うのですが、土曜の出勤 と、そしてシフトになること、そういった保 育園が常日頃普通に行っているということを 幼稚園の職員に納得してもらえる要素が私の 中で考えつかなかったことから、この年度で の移行は見送りました。そして平成30年度で す。私は、当園は園庭が広いので幼保連携型 認定こども園の移行は可能だと思っていまし た。しかし、移行の特例措置を利用してでは ないとその基準に満たせないということに後 から気付きました。結果として今年、措置が 延びましたが、昨年の段階ではその措置が延 びるという認識がなくて、なんとしてでも昨 年中に移行手続きをしなくてはいけないとい うことで、かなり急ぎ足で今年度(令和元年 度) 4月から認定こども園としての認可をい ただきました。

当園は、元が幼稚園であったということも あって、もともと教育時間という形で日案が 組まれていました。この保育短時間と教育時 間に関して、特に大きな変更なく日案を作っ ています。

土曜日保育についてですが、横須賀市はこの部分は大変寛大で、当園も午後に職員研修をすることもあり、土曜日は15時までの開所としています。

教育時間は9時から15時半としています。これは、当園は同一法人の保育園児向けにも通園バスを出していましたので、そのバスの時間に合わせて教育時間を取ることで、結果として2号の園児と1号の園児に時間の差が出ないということもあり、この時間を設定いたしました。

この日案は、認定こども園になるために変 更したというよりも、指針や教育要領が改訂 されたことにより今回変更することとしまし た。今までの教育時間ということがメインだ ったので、9時半~10時、10時~10時40分、 10時50分~11時半、そして昼食が終わって から、13時10分~13時50分という5領域の 活動を入れて教育時間にしていたのが過去の 日案です。指針等が改定されたことにより職 員と話し合った結果、子ども中心の時間帯に 変えていこうということと、4~5歳は今ま で午睡を取っていませんでしたが、子どもた ちの体力的な面を鑑みて、うたた寝という形 で休息を取りましょうということで、午後の 活動開始時間を13時半からにしようという こともあり、今まで14時半に食べていたおや つは15時に繰り下げて、16時のお帰り。10月 以降はバスが暗くなると危ないので、15時半 降園ということで、この時間で教育時間を少 し動かしました。

こども園になり増やした活動として、地域 活動の一環で海岸清掃を始めました。これは ごみの分別1つ取っても子どもたちの意識が 高くなること、地域活動を私たち大人だけが 出るというだけではなくて、子どもたちと一 緒に地域に出ることが重要ではないかなと考 えておりますので、子どもたちと地域に出て、 子どもの目線で地域の子どもたちとその保護 者と触れ合うようにしています。また、公園 に遊びに行くということを日常的にするよう にします。

人数ですが、0歳児11名、1歳児が31名、 2歳児が43名の計85名が乳児部として2階 に在園し、1階の幼児部のフロアには5歳児が44名、4歳児が42名、3歳児が昨年度から大変多いので、今52名在園しています。合わせて223名で日々生活しております。

続いて職員数ですが、保育教諭としては40 名、その他用務員とバスの運転手等を入れて 54名ぐらいで動いています。

開所時間が長時間ということで、今子ども たちにも打刻システムを取り入れました。例 えば登園時間の職員のシフトを組むために何 人の子が登園するのかを考えます。それによ ってシフトの組み方が変わります。打刻シス テムにより8時前に76名、約3分の1の子が 登園していることが分かりました。今度は降 園を見ると17時以降にまだ120名の子が残っ ていることが分かりました。ほとんどの職員 は8時~17時勤務で入っていますから職員 のシフト体制をどうするかが今の大きな課題 です。今回そのシフト体制の一部をご紹介し ます。16時までが教育活動時間と先ほど日案 で紹介しましたが、16時から17時を保育準 備時間として交代するという流れになってい て、15分刻みで職員の入れ替わりがあります。 幼児部だけは、以前までは8時~17時という シフトしかいなかったのですが、先ほどの園 児の打刻により8時前の当園数が多いと判明 したため、幼児部も4パターンのシフトを組 むことにして、3歳から5歳の先生は7時45 分に1人入って、8時に5名入って、あとは、 8時半と9時半に入るという形で分けていま す。

降園については、補助の先生が入っていますが、幼児部のクラスを4クラスに分けて、

担当の1名とそれ以外の職員とで、ローテーションを組みながら子ども達を見ています。 **髙月**:髙月美穂と申します。

まず、認定こども園の必要性についてお話 をしていきます。県の中心部に行くと、待機 児童の増加に伴い、認定こども園へ移行する 園や新設の保育所などがめまぐるしく増えて、 子育てのニーズに合った環境を整えています。 しかし、都市部や県の中心部だけではなく、 地方の働く親にとっては子どもが過ごす園の ことについてはとても気になるもので、少し でも家庭のニーズに合った園を探したいと足 を運んでさまざまな園の見学を行い、親が園 の雰囲気を体験して、その園の特色や保育方 針を聞くなど、積極的な家庭が近年増えてき ました。と同時に、子どもも園内を歩き回り、 園の雰囲気を全身で体験している気がします。 そのことを考えると、入園できればどこでも いいと思う親から、家庭のニーズにプラスし て子どもの可能性を見いだしてくれる園など、 多数のニーズを持つ親が近年増えてきました。 また、働いていない親にとっても子どもの成 長はとても気になるもので、少しでも同じ年 代のお友達と遊ばせてあげたい、小学生にな るまでに集団活動を経験させてあげたいなど、 子どもの環境を整えてあげたいと願う親が増 えてきました。

実際に当園も親のニーズが増え、保育園から認定こども園から移行すると、今後考えていかないといけない課題や園内の雰囲気の変化が起こりました。その一つが職員の専門性の変化です。認定こども園に移行するにあたり、職員間で話題となったことは、保育から



髙月美穂氏

教育という言葉でした。平成30年度に幼保連 携型認定こども園教育・保育要領と保育所保 育指針が施行され、幼児期の教育について、 幼稚園のみならず、保育所、認定こども園で も教育の質を確保することがさらに求められ るようになりました。

幼保連携型認定こども園、そして保育教諭という言葉を耳にすると、今まで以上に教育について考える職員が増えてきました。日々の自主学習や園内の勉強会、研修会などで得た専門職としての知識が、一人ひとりの日頃の保育や教育の場での、子どもを見る視点や保育観の変化につながっていることには違いありません。教育という言葉ばかりが独り歩きをしてしまい、課題もまだまだありますが、保育教諭の考え方が変わったのは事実です。

次に見えてきた課題としては、1号認定園 児のカリキュラムであり、その中での課題は 長期休暇です。夏休みが1カ月あり、休む園 児がほとんどです。長期休暇後の園児の発達 の差は著しく、特に夏休み後は戸惑ってしま う園児が多いのは確かです。

全ての子どもたちが笑顔で成長していくた

めには、1号認定の園児のカリキュラムや、 関わる全ての環境構成をもう一度見直し、長 期休暇後も無理なくクラスに溶け込み、子ど もの最善の利益を尊重した教育を提供できる よう、職員間でのさらなる資質向上に目を向 けなければならないと感じています。また、 降園後や長期休暇などで家庭教育を行う保護 者に対して、園でこの間に行っていること、 また、その子どもが興味を持っているもの、 そしてその日の遊びの中での学び・育ちを保 護者と共有し、できるだけ学びを継続できる 遊びを推奨するのも必要なことなのだと思い ます。

園では、ただカリキュラムを見直すだけではなく、年少児、年中児、年長児と少しずつ人間関係が深まり、助け合いの心が芽生えるこの年齢だからこそ、日頃の園児の遊び方を観察して、友達同士の会話に耳を傾け、何気ない会話で言葉にしたことを保育教諭が気付き、その言動を認めていきながら、自己肯定感や他者を受け入れる感情を育むことが大切です。そして1号認定の園児が困っているときに手を差し伸べてくれる良き仲間がいることが強みとなり、助け合いながら日々過ごしていくことこそが、集団生活の中でそれぞれの子どもらしさを発揮し、後の人生に大きく関わってくるのではないかと思います。

最後の課題は保育教諭としての課題と方向性になります。子ども・子育て支援新制度をはじめ、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、乳児から幼児への教育・保育の整合性が図られました。それにより、保育所、幼

保連携型認定こども園も日本の大切な幼児教育施設として位置付けられ、組織的に専門性や質の向上を図ることが、これからの保育所や認定こども園の課題となってきます。

子どもと関わる保育教諭は職務に前向きになり、子どもの育ちを共有できる同僚性を育み、働きやすい職場の風土をつくることが、今の子どもが1日の大半を過ごすこども園にとっても関したとのあります。さまざまな保育観を持った保育教諭が同僚性を図りながら、園の保育理念の下、教育・保育をしていくには、各自一人ひとりの自己研鑽なくしては質質の申職に誇りと希望を持ち、子どもの未来にとってより良い環境がつくれるよう、専門職としての自覚と同僚性、集団としての組織性をさらに育んでいかなくてはならないと感じています。

鈴木:鈴木泉美と申します。

今回、「現状と課題」について一連の流れを イメージした登山を仮定したものなのですが、 平地でじっくり幼児教育を営んできた時代から、認定こども園という標高の高い山を登っ ていくイメージで話を進めていきたいと思います。まず1合目、保育の内容や工夫、どの ように乗り越えたのかというところですが、 乳児保育理解を深めるために、園内の研修に 進んで参加するようにしました。1年ごとに 方向性を確認して改革に取り組みました。公 開保育の実施も昨年と一昨年、2年連続で行う機会があり、認定こども園における主体的な保育実践に努めてまいりました。



鈴木泉美氏

続いて2合目、少し上に登ります。2合目は1日の生活の流れ、さて、中心軸はなんでしょうか。長時間保育児と短時間保育児の差を生まない工夫はどこに持っていったのかということですが、主活動や行事を展開する時間を主に午前中に設定することで、保育時間の違いや経験、体験する内容に差が生じないようにしました。しかし、子育てしながら働く職員が多くなってきたこと、さらに最近で言うと時短制度の導入、時代の変化による、特に若年層の職員とそれ以外の職員間における保育の方向性や決定事項の共有の周知というのが、かなり大きな課題だなということに気が付きました。

3合目にいきます。研修のあり方に工夫が必要だと気付いた私たちは、安全考慮した上で、午睡中や昼食の時間帯に会議を持ち、対話の時間を設けるようにしていきました。保護者の理解や協力を得て、土曜日に園内・園外研修の時間も設けられています。園内研修充実費を保護者から徴収させていただいて、課内活動や園内研修の費用にも充てています。これでもかと工夫を重ねたつもりでしたが、

現場には全く余裕は生まれませんでした。延 長保育時間帯の人材確保が課題と考え、保育 士2名を採用しました。それを職員に共有し たところ、皆さん肩の荷が下りたのか、書類 を書く時間ができるかなとか、フリーの時間 ができたかなという表情だったと思います。 笑顔が見られたので、これからの自園は明る いかなと思っています。

4合目です。保護者の意識ですが、基本的 生活習慣や人間関係、学習等の躾と言われる 事項が他力本願かつ責任転嫁の傾向が見受け られます。保育の可視化により、ドキュメン テーションを用いたクラスだよりの充実、保 育参加、育児相談を実施することにより正し く認識できるよう促しています。

そして一番伝えたいことを5合目に持って きました。子どもの人数を集めることを意識 した保育運用をしなくてもよい、子どもがい ないと経営が成り立たないということがなく なったと感じます。子ども・子育て支援新制 度によって、財政基盤がしっかりしたという のが当園の園長の心の内のようで、園の方針 や目指す保育に挑戦しやすい、つまりは保育 の質向上に努める園づくりにしていきやすい と園長は申しております。実際私は幼稚園時 代から認定こども園となった今までを見てお りますが、現場で働いている私もこれは実感 しているところです。幼稚園時代は園の環境 を整えるのに、自分のお財布から環境を整え るための費用を出すということもありました が、今はこれが必要なんですと申し出ると、 環境がどんどん整っていくっていうところで 潤いを感じています。

西村:パネリストの先生方から、話を聞いていると、認定こども園になったことで研修参加が増えたように感じますが、それ以前は参加してなかったのでしょうか。研修参加の必要性は保育所と比べて違うのでしょうか。受講者からの質問がありましたので、海和先生から順番にお答えください。

海和:認定こども園になって研修への参加頻度は高くなったと思います。ただ、当然のことながら、今までも全然研修に参加してなかったわけではありませんし、それも加えて、先ほどお話しさせていただきましたけども、法定研修がありますので、学校の教員という立場の研修が増えました。受けなければならない研修は、当然、参加してもらいます。

高木:処遇改善のⅡをいただくためのキャリアアップ研修に出る機会が多くなっているなと思います。認定こども園になりましたが、当園は、半分ぐらいが幼稚園教諭の免許が休眠中です。今回、幼稚園教諭の免許の講習を受けるとキャリアアップに認定されますということを、神奈川県では通達されているので、そのこともあって今年度、先生たちに積極的に幼稚園教諭免許の更新を行ってもらいます。高月:認定こども園になり、勉強するのが当たり前で、資質を上げることが当たり前と考えたら、必然的に、園の中で今まで行かなかった研修会に参加するようになるというのは

鈴木: 当園は幼稚園からですから、乳児保育の研修は不可欠で、数は増えたと思います。

西村:海和先生へ、学校の教員という立場で 研修を受講できるのは良いことだが、業務と

あります。

して参加するのか、休暇を取って参加をする のか。という質問です。

海和: 法定研修については、当園に勤めているから課されている研修ということで解釈していますので、業務として行ってもらっています。実際、平日なものですから、やはり業務で行くという概念があると思っています。

更新講習につきましては、逆に個人の資格に関わる部分ということもあるので、業務ということにはしていませんが、その辺は研修の種類によって分けて対応しています。

西村: 高木先生に質問します。夏休みを利用 して幼稚園教諭免許の更新講習を受けるとい うことだが、貴園では夏休みが取得できるの かと書いてありますが。

髙木:職員の数も多いこともありますが、夏 休み前に園児の予定日を保護者の方に提出し ていただいています。これは給食数の関係等 もありますが、このことにより大体必要な職 員数が事前に分かるので、上手に調整し、職 員に休暇を取らせるようにしています。あと、 幼稚園と違って、保育園のいいところか分か りませんが、認定こども園となっても、決し て夏だけしか有休が取れない訳ではなく、ず らして取得させています。クラス内での話し 合いで上手に有休を消化してほしいと伝えて いて普段の休みも取れる環境にしています。 働き方の改革は随分できていると思います。 坂崎(フロアから発言):私は、基本的には幼 稚園の先生たちのほうが、認定こども園に替 わった意義とか変化というのが非常に大きい と思います。私も保育所型をやったことがあ るので、保育所はそんなに変わってないって

いう感覚がとても強くて、幼稚園の方々にとっては、認定こども園はやってみると中身が相当違うのかなと勝手に思っていますが、どうですかというのはもう一回聞きたいです。

高月:とにかく最初始めるときは人が必要だったので、たくさん来ていただいて協力をしていただきました。でも、誰でもいいわけではありません。人数を急に集めても自園の方針、あとは本当に乳幼児保育の理解を、0・1・2歳の愛情深い保育っていうのに理解をしてくれる方を採用するようにしています。

坂崎:逆に言うと、保育所の方たちが認定こども園になったときの課題を、もう少し知るべきだと思っています。認定こども園の中心になっていくべきだ、認定こども園を引っ張っていくべきだと思っているんだけれど、認定こども園になっても何も変わらないんだっていうのはやっぱり間違いで、保育所からなった人たちももっと研鑽して、新しい施設としてなっていくべきだということを、強く思いました。

石川(フロアから発言):仁愛大学の石川と申します。髙月先生のご発表の中で、保育から教育という言葉について職員間で話題となって、今まで以上に教育についても考えるようになったというお話ですが幼保連携型に移行したことで、保育から教育という言葉が意識されるようになったっていうのは、一体どういうことなのかということを全員にお尋ねをしたいと思います。

海和: たまたま新しい教育の要素とか種類と かというのを入れて、認定こども園の教育だ ということは決して私たちも考えてなくて、 今までやってきたことの検証もまずして、その結果、それが認定こども園の教育・保育要領と照らし合わせてどうなのかという見直しから始めました。近年言われているように、検証して、それを実践して、また修正して実行していくというPDCAサイクルを実施しています。

高木: 当園では、長年幼児教育は幼稚園と同じような形で、一斉教育でワークを行い、講師の先生も教育として行っていた部分が大変多かったです。園長の代換わりをしたこと、指針が変わったことから、職員により多くの研修に行ってもらうことが大切と思っています。私は職員に幼児教育は、しつけの面だったり、あいさつだったり、大人が幼児期に教えたことが育つ教育であって、勉強ではないと伝えています。認定こども園になって変わったというよりも、指針と要領の改定で考え方が変わったというところが大きいです。

高月: 平成30年度になるまでは教育という言葉ばかりが先走ってしまって、子ども自身が様々な事象に気付く『不思議だな。』と、思う気持ちとか、そういうことを重要視していないというのがありました。ですが、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が指針等で明確化されたことで、環境の中での子どもの学びというものがたくさんあることに職員たちも研修へ行って学びました。園内研修では遊びの中でたくさんの学びがある、それが教育なのだというところにたどり着くことができました。

福澤(フロアから発言):午前中に発表いたしました福澤と申します。視点が変わるんです

が、皆さん認定こども園に移った理由はいろ いろあると思います。私の場合は、実は私の 先代が、「保育園は教育をしている所だ」と 常々申していました。だから教育というのは 環境の中で子どもが主体的に自ら体験するこ とだということで進めてきて、総合施設、認 定こども園と、いろいろ時代で名前は変わり ましたけど、平成27年から幼保連携型認定こ ども園に移行できるとなったとき、一番初め に手を挙げました。ようやく自分たちの施設 が教育をしているということを認めてもらえ るいい機会だと思ったのです。私は一番に坂 﨑先生が、同じ県なので相談して、すぐに手 を挙げて進めました。だから認定こども園に なったから、幼保連携型認定こども園になっ たから研修が増えたというのではなく、以前 からやっていたことです。むしろ今、社会の 状況が変わって一人ひとりの子どもの育ちが なかなか保障されないようになり、家庭教育 の補完がうまくできないために養育がされて ない子どももいるため、私たち幼保連携型認 定こども園に求められているものが多いので はないかと思いました。私の場合は認定こど も園に移行した理由が、もともと保育園は教 育をしていたんだ。だから法的に認められれ ば、それに越したことはないっていう意味で 幼保連携型認定こども園に移行しましたので、 もしかしたら若干皆さんと違うのかもしれま せんけど、フロアの中にこういう人もいるっ ていうこと、一言お伝えしたかったです。

西村:坂﨑先生からどうぞ。

坂崎:基本は、髙月先生や先生たちもお話を したように、私たちは教科書のない世界の中、 環境を通して体験をする中で学びを見つけ、 生活と遊びの中から学びを見つけ、さらに子 どもたちがいろんなことを身に付けていく、 それが10の姿につながっていくと思います。 3歳未満児の無自覚的な学びをどう支援して いくのか、そして3歳以上児の小学校以降の 自覚的な学びと無自覚の学びのはざまにある 中での教育と援助をどうしていくのか、そう いうことが私たち乳幼児期施設の保育者の教 育のあり方だと思います。そして、その後ろ にきちんと養護があることが、小学校以降の 教育と全く違うとても大切なことだと思いま す。認定こども園になった人たちが、教育・ 保育という言葉で非常に迷う点もあると思い ますけれども、これからも大事にしていくべ きだと思っています。

西村: その他に、石川先生(仁愛大学教授) 何か。

石川:両方から移行された方々が相互に議論できるような場をもっとつくり、団体同士が交流できるような、そういう機会をつくることが求められるのではと思います。それぞれが持っている経験知やノウハウを交流することによって、おおよその考え方の統一性を持っておいたほうが、小学校への接続ということを考えたときにいいことではないかなと思っています。

海和:錯綜する色々な良い部分、悪い部分を 含めてある程度やはり整理する必要はあると 思うので、現場のわれわれがその中核を担っ て、整理する場であるとか、論議を続けてい くべきだと思います。

髙木:幼稚園のころにやっていたことで、も

う一つ、子どもたちのため以上に、保護者に 対して成果が見える教育というのがあります。 これを認定こども園になっても続けています。 **髙月**:環境の中からも、教育があり学ぶ力の 基礎を育てるというところはこれからもやっ ていかないといけないなと思います。

鈴木:シンプルに物事を考えるようになりました。やはり目の前にいる同じ保育士同士で話しても、捉え方が違ったら、仕事をして育った環境が違ったら、それぞれ教育の捉え方は絶対違うだろうと思います。こうやってお話しさせていくとかなり勉強になります。こういう機会が増えていくことを望みます。

西村:保育所であろうと、認定こども園であろうと、幼稚園であろうと、子どもの育ちというのはきちんとみんな保障しないといけないという先生たち、みんなそれぞれ考えておられると思います。そういう点で、正直言って人的な面と環境的な面、子どもさんが育つ、そういうことをきちんと保障していく必要があります。

それからもう一つは、環境の部分では、保育所にしたって基準があって、最低基準というのがあるわけですが、本当に子どもに望ましい育ちのためには、望ましい基準っていうのを少し考えていく必要があります。結果的に、子どもの育ちに何が必要なのかというのをもっと議論しなければならないと、考えております。そういう点では、こういう人的な部分に対しては、カリキュラム的にきちんとした体系、キャリアアップの体系をつくって、職員として取り組んでいくことが望まれると思います。 (要約・文責/事務局)

第15回「保育実践研究」募集要綱(概要)

1. 目 的

日本保育協会では、保育の専門性の向上を図るため、日々の保育を振り返り、検証していく保育実践に関する研究を募集します。

応募いただいた研究は審査を経て表彰し、報告集やホームページ、「保育界」等で公表することにより、今後の保育内容の向上と充実に資することを目的とします。

- 2. 主 催 社会福祉法人日本保育協会(日本学術会議協力学術研究団体)
- 3. **応募資格** 日本保育協会会員施設の施設長、職員(個人研究、施設内グループ研究、地域のグループ研究等)及び保育科学研究所研究会員(保育所等との共同研究を含む) ※委託を受けた外部の講師等は対象外。

4. 部 門

(1) 課題研究部門

以下からテーマを選び、課題や取り組みについてまとめてください。

- ① 人との関わり(子どもと人との関係性をつないでいくための関わりについて)
- ② 遊 び と 学 び(日常的な遊びや生活が学びにつながっていくことについて)
- ③ 子どもの健康・安全 (保健活動、感染症対策、事故防止対策、防災等の危機対応などについて)
- (2) 自由研究部門

テーマは自由です。例に限らず、幅広いテーマで課題や取り組みについてまとめてください。

(【例】施設での実践事例、人材育成の事例、地域における公益的な取組の事例、災害への対応等)

5. 応募要領

- (1) 原稿は学会・保育団体・専門誌等に未発表のものに限ります。
- (2) 原稿は必ずパソコンで作成し、A 4 判横書き12ポイントで、1 枚を40字×40行(1,600字)とし、分量は5 枚(8,000字)程度を目安としてください。
- (3) 別紙の研究の要旨を1部、印刷した本文を1部お送りください。あわせて同様の内容を保存したCD等をお送りください。
- (4) 図・表・写真は挿入箇所が分かるようにしてお送りください。(字数には含みません。)
- (5) 原稿の返却はいたしません。また、募集要項の目的以外には使用しません。
- (6) 審査委員会において選ばれた応募作については、研究・報告集、機関誌「保育界」、本協会ホームページに掲載いたします。その際の版権は、日本保育協会に帰属します。当協会の研修会等で研究発表を依頼する場合もありますのでご協力をお願いいたします。
- (7) 執筆にあたっては、「研究レポートの書き方」(『保育界』に掲載)を参考にしてください。

6. 表 章

審査委員会において選定された研究・報告については、賞状と副賞を授与いたします。

7. 応募方法

応募要領の内容を確認の上、原稿とCD等の記憶媒体を日本保育協会までお送りください。

8. 締め切り

2020年11月12日(木)必着〈会員から直接当協会へ提出〉

- ※ この事業は当研究会の主要事業で毎年実施しています。
- ※ 上記内容は令和2年度第15回募集時のものです。詳しくは月刊『保育界』4月号に掲載しています。

日本保育協会保育科学研究所『研究所だより』第33号

2020年8月20日

発行者:潮谷 義子

発行所:社会福祉法人日本保育協会 保育科学研究所

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2

アーバンネット麹町ビル6階

TEL: 03-3222-2111/FAX: 03-3222-2117

URL: https://www.nippo.or.jp

(1,200)